

環境省 各府省からの第2次回答

環境省 各府省からの第2次回答

環境省 各府省からの第2次回答

環境省 各府省からの第2次回答

環境省 各府省からの第2次回答

環境省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市长会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
222	1次回答にある許可申請について、場所(範囲)や本数について余裕を持たせて申請等などにより柔軟に対応できることがあるのとあるが、どの程度であれば許容してよいものか判断がつきにくいため、半渡辺においては今後相談に乗っていただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 多くの自治体から、自然公園の施設設備等に関する規制による支障が生じているとの意見が出されている。そのため、提案の早期実現を求める。		
224	特に意見なし	-	-	-	【全国知事会】 少し具体的にこのへん、自然公園の施設設備等に関する規制による支障が生じているとの意見が出されている。そのため、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。 なお、各府省からの回答は、現行制度上で実現可能となっているが、都道府県知事の判断によって各自の判断を定めらるることを、地方公共団体へ通知すること。 【全国市长会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	-	
226	国立公園に関する事業は、本来、国が行うべきであり、国が直轄事業で行う施設の対象が明確であると考えている。地方公共団体は直轄事業の対象以外の施設に投資・着手することができるとも考えている。地方整備事業所と鹿児島や霧島における施設設備のあり方の検討を通して、より効率的・効果的に施設設備を充実させるべきである。そこで、施設設備のあり方の検討について、具体的な条件に応じた検討・調整について、国立公園の利用制約や状況に関する関係地方公共団体の意見等を踏まえ、保護上及び利用上重要なあらかじめも含め、直轄事業の対象となる施設の取扱い及びスケジュールなどについて、十分に関係地方公共団体との協議を進めたいと考えます。	-	-	-	【全国知事会】 より地方の役割分担に基づき、三位一体改革以前に整備された施設についても、国としても適切な整備を図らねば検討すること。		

環境省 各府省からの第2次回答

